

一般競争入札公告

社会福祉法人黎明会では下記の内容の入札に参加する業者を公募いたします。

1. 件 名 社会福祉法人黎明会 熱海ゆとりあの郷
緊急通報装置設備更新工事に係る入札
2. 場 所 静岡県熱海市西熱海町 1-24-1
社会福祉法人黎明会 熱海ゆとりあの郷
3. 委託内容 詳細は別紙（仕様書）のとおり
4. 募集期間 令和5年2月15日(水)から令和5年2月23日(木)17時まで
募集期間中に入札参加申込書を下記担当者まで提出してください。
(郵送・メール・FAX可)
5. 入札日時 令和5年3月3日(金) 16時00分
場所 東京都小平市小川町 1-485
社会福祉法人黎明会 法人本部 4階 黎明ホール
入札書は封筒に入れ、封をしてください。
封筒には入札参加者の方の名刺をクリップ留めしてください。
入札価格は消費税抜きで記載してください。
6. その他 納入場所の見学は随時受け付けます。
事前に連絡のうえ来所してください。
仕様書の内容に関する質問はFAXまたはメールでお願いいたします。

担 当 者

社会福祉法人黎明会 法人本部 長岡

TEL 042-346-6611 (平日9:00-17:00)

FAX 042-345-5975

Mail nagaoka@reimeikai.or.jp

7. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 東京都、神奈川県又は静岡県に契約締結権限がある本店、支店又は営業所があること
- (3) 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等）

にないこと

(4) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること

ア：役員又は契約を締結する事務所の代表者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」第2条第6号に規定する者であると認められる者

イ：暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者と認められる者

ウ：役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ：役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与、又は不当に優先的な取り扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ：役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

カ：次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人として使用した者

8. 入札に関する説明事項

(1) 入札の方法

ア：入札書は封筒に入れ、封をし、封書には入札参加者の方の名刺をクリップで留めること。

イ：入札価格は、「消費税抜き」で記載すること。

(2) 入札の無効

本公告の示した入札参加資格のない者の入札、提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 予定価格

入札に際しては、予定価格を設定する。

(4) 落札者の決定方法

ア：予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ：第1回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。

ウ：入札執行回数は、3回を限度とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合は、

第2号に規定する無効の入札を除いた最低価格の入札をした者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

エ：落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(5) 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(6) 公正な入札の確保

ア：入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ：入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ：入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

熱海ゆとりあの郷 緊急通報装置設備更新工事入札仕様書

工事名称	社会福祉法人黎明会 熱海ゆとりあの郷 緊急通報装置設備更新工事
施工場所	有料老人ホーム熱海ゆとりあの郷 静岡県熱海市西熱海町1丁目24番1号
工 期	契約書締結日から令和5年10月31日 まで

- 一般事項
- ・緊急通報装置システムの詳細については、仕様書に基づいて入念にかつ誠実に施工すること。
 - ・仕様書の誤記・記載漏れ、その他不明なことに起因すること、問題点・質疑については、その都度施設と協議すること。請負者の判断で行った事項に関して施設担当者から指摘を受けた場合、速やかに現状復旧すること。
 - ・施工期間中、入居者、利用者に対して十分に配慮すること。
 - ・法人より公的補助金等の申請を行う時は申請内容に対応した書類作成に協力すること。

システム概要

1. システム概要

<緊急通報装置設備>

- ① 新設の緊急通報装置が設置されることにより、業務効率を高め、より迅速な業務管理支援を実現できるものとする。
- ② センター棟への呼び出し、緊急コールの呼び出し音は、以下の種別により呼び出し音を設定できること。（・居室からの緊急呼び出し、・生活リズムセンサー・共用部からの緊急呼び出し、・エレベーター横からの呼び出し、・非常口の開放警報）の5種類
- ③ 管理用PCは棟ごとに設置し、在・不在の確認や、在・不在を手動で変更できることで業務効率を高めることができるシステムとする。
尚、管理用PCと大型モニターで一覧できるシステムでも可とする。
- ④ センター棟から棟ごとへの一斉の放送や各居室の個別呼出ができ、各居室からもセンター棟へ呼出・通話ができる機能を要する設備とする。
複数の入居者居室から同時に警報、呼び出しが発生した場合にも親機に通報が発報し呼び出ししていることがわかること。
- ⑤ 各居室玄関と居室内との相互通話するインターホンを設置すること。
- ⑥ 各棟の非常ドア開時にセンター棟へ該当箇所の開放を表示する。この解除は、センター棟側で行うものとする。
- ⑦ 緊急通報装置更新に伴い、既設の各棟エレベーター横と本部との連絡用インターホン設備を更改する。また、共用部に設置されている既設の緊急呼び出しボタン設備も更改する。
- ⑧ 各機器間の通信ネットワーク手段は有線を用いること。

2. 機器構成

緊急通報設備

No	機器等	機器等明細	数量
1	事務所 生活情報親機	監視用パソコン	4 台
2		上記用無停電電源装置 (UPS) 10 分稼働可能な物	4 台分
3		管理用親機	4 台
4		電源アダプター	4 台
5	制御装置	制御装置	4 台
6		上記用無停電電源装置 (UPS) 10 分稼働可能な物	4 台分
7		A4 カラーレーザープリンター	1 台
8		MAP・プログラム作成費	4 台
9		上記 1~4 の機器構成は 監視用パソコン 2 台、管理用親機 2 台、および大型モニター 1 台、スイッチングハブ 1 台による構成も可。	
10	居室用アダプター	居室用アダプター	262 台
11		上記居室用電源アダプター	262 台分
12	在室確認ボタン	在室確認ボタン (在不在切替スイッチ)	262 台
13	居室用廊下灯	廊下灯	262 台
14	居室用復旧ボタン	復旧ボタン	262 台
15	居室内子機	緊急呼び出し握り押ボタン (コード式) A・B タイプ 167 居室は 1 か所 L・L1・L2 タイプ 95 居室は 2 か所	357 台
16		上記用コンセント	357 台
17		緊急呼び出しボタン (居室、トイレ、浴室) ※262 室×3 か所	786 台
18	居室内生活リズムセンサー	パッシブセンサー	262 台
19	インターホン	居室内親機	262 台
20		上記用取付 BOX	262 台
21		玄関子機	262 台
22		各棟 E V 横連絡用子機	22 台
23	各棟・各階非常口解除 検知用ドアセンサー	ドア開閉センサー※保持ユニット ※既存センサーへの接続でも可	38 台

No	機器等	機器等明細	数量
25	センター棟共用部 トイレ内緊急呼び出しボタン	1F3台、2F1台、3F5台、4F5台	14台
26	温泉内浴室非常 呼び出しボタン	小浴場4、大浴場4	8台
27	センター棟共用部 復旧ボタン、廊下灯	1F4台、2F1台、3F1台、4F2台	8台
28	設置工事	配線・機器取付・試験・撤去工事	1式

・技術的要件

調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「システム機能」という。）は施設が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれらの要件を満たしていないとの判定がなされた場合は不合格となり、入札の対象から除外する。

システム機能＜緊急通報装置設備＞

1. 緊急通報装置親機機能

- ① 各棟への一斉放送、各居室への個別など状況に応じた放送・呼出と音量調節が行なえること。
- ② 監視用パソコンのモニターで居室の状態が常時一覧で表示できること。居室の状態は「在室」「不在」「入居」「未入居」「入院」「外泊」が色別で表示できること。
- ③ 緊急通報を受信後、復旧処理が行われないままになっていると、監視用パソコン画面上に復旧忘を表示する機能を有すること
- ④ 監視用パソコンで居室の状態を手動で変更できること。
- ⑤ 監視用パソコンはタッチパネルモニターでも操作可能な仕様を有すること。
- ⑥ 監視用パソコン画面上で入居者の氏名や家族情報、警報履歴などが一元管理できること。
- ⑦ 監視用パソコンは1システム1台まで増設、合計2台設置ができること。
- ⑧ 呼出履歴や警報履歴の内容をCSV形式でファイル出力ができ、履歴内容が印刷できること。履歴は過去1年間遡れること。

2. 居室内子機機能

- ① 寝室に緊急握り押ボタンを設置する。また緊急握り押ボタンは握るだけで呼出することができること。
- ② 部屋のタイプによってはリビングにも緊急握り押しボタンを設置すること。
- ③ 居室内の既設緊急ボタンと入れ替えてトイレと風呂に緊急ボタンを設置すること。
- ④ 部屋の玄関に在不在の切替スイッチを既設切り替えスイッチと入れ替えて設置すること。不在時切り替え履歴情報を、記録に残す機能を有すること。

3. インターホン

- ① 既設のインターホンと入れ替えて、居室内親機、玄関外子機を設置し相互通話できること。
- ② 室内親機はセンター棟と相互通話できること。
- ③ 室内親機は非常呼び出しボタンがあること。

4. 見守り機能（生活リズムセンサー）

- ① 人の動き検知機能を搭載したパッシブセンサーを指定数量、導入すること。
- ② 夜間でも検知ができること。
- ③ センサーは居室内の玄関ホール天井付近に設置し自動検知するエリアや感度を入居者ごとに個別設定できること。
- ④ 一定時間、動きがなく発報する時間は入居者ごとに個別設定できること。

5. 代表廊下灯

既設の代表廊下灯と入れ替えて玄関外に設置し、緊急呼び出しボタン発報時及び生活リズムセンサー発報時に点滅して知らせる機能を有すること。点滅の停止は居室内の復旧ボタンを押して復旧となること。インターホン親機のセンター棟呼び出し時は点滅しないこと。

6. 復旧ボタン

既設の復旧ボタンと入れ替えて居室玄関外の壁面及び共用部壁面に設置して、各種緊急呼び出しの発報を停止する機能を有すること。警報発報後の代表廊下灯の点滅を停止することができること。

7. 共用部緊急呼び出し表示設備

- ① センター棟の既設の共用部呼び出し表示設備の盤設備は撤去し監視用パソコンに表示に組み込むこと。あるいは対応する別機器を設置し撤去した機器の後は適切な処置を施すこと。
- ② 共用部緊急呼び出しボタンは既設の共用部緊急呼び出しボタンと入れ替えて既設箇所に設置すること。
- ③ 共用部の緊急呼び出しボタンを押下すると、センター棟の監視用パソコンに警報音の鳴動と警報場所が表示され緊急呼び出しを知らせることができること。あるいは対応する別機器を設置すること。

8. 各棟、各階エレベーター横の連絡用インターホン

- ① 既設の設備と入れ替えて設置し、センター棟と相互通話できること。
- ② 呼び出しは監視用パソコン画面あるいは対応する別機器を設置し呼び出し箇所が表示されること。

9. 非常口扉警報

- ① 既設非常口箇所に新設、または既設電気錠に接続し、扉が開放されたときに警報がセンター棟の監視パソコンに鳴動、警報場所が画面表示され、扉を閉じて監視用パソコンあるいは対応する

別機器を設置し警報に対応するまでは警報は停止しないこと。

- ② 非常口扉警報は監視用パソコンあるいは対応する別機器を設置に組み込まないことも可であるが、その場合も新設の盤扉内に整然と設置すること。

工事概要

1. 工事項目

- ① 監視用パソコン・タッチパネルモニターの設置・接続・運用設定・試験・調整を行うこと。
- ② 上記用のキーボードとマウス及びレーザープリンタ-を用意すること。
- ③ 制御装置の設置・接続・機能データ入力・試験・調整を行うこと。
- ④ 管理用スタッフ親機の設置・接続・運用設定・試験・調整を行うこと。
- ⑤ 親機・制御装置・アダプター間の幹線配線・接続工事・調整を行うこと。
- ⑥ アダプターから呼出ボタン・廊下灯・復旧ボタン・在不在切替ボタンの設置・接続・試験・調整を行うこと。
- ⑦ 制御装置からインターホン、インターホンと玄関子機間の配線・接続・試験・調整を行うこと。
- ⑧ 親機等からの居室ケーブルはすべて新規配線で引き直しとし、既設配線は撤去すること。
新規配線が困難な場所に於いては既設配線の流用もしくは別ルートにて新規モール配線とすること。
- ⑨ 配線、機器設置は壁内、天井裏を前提とし左記条件が不可の場合は別途施設担当者と都度協議し施設担当者の許す限りにて露出配線、配線処理をすること。
- ⑩ パッシブセンサーとの連動にあたりセンサー本体と必要な部材と作業を見込み、適切に施工設定すること。
- ⑪ パッシブセンサーの運用設定・試験・調整を行うこと。
- ⑫ 非常口ドア開閉センサーとの連動にあたりセンサー本体と必要な部材と作業を見込み、適切に施工設定すること。
- ⑬ パッシブセンサーの運用設定・試験・調整を行うこと。
- ⑭ 各棟連絡用並びにセンター棟内E V横のインターホンとセンター棟 2階事務所との配線・接続・試験・調整を行うこと。
- ⑮ 不用となった機器の撤去・処分を行うこと。
- ⑯ 不用撤去処分品は産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処分すること。

2. 工事条件

(1) 一般工事

- ① 請負者は工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、施設担当者の承認を得ること。
施工計画書には、工事概要・実施工程表・現場組織・緊急体制に関する書類を添付すること。
- ② 工事の施工は、この仕様書に示されている機器及び装置等（以下「設備等」という。）が全てその機能を完全に発揮するよう誠実に行うものとする。
- ③ 工事の施工にあたっては、熟練した技術者等により設備等の本来の性能を十分発揮できるよう入念に行うとともに、調整については事業所から派遣されたものにより行うものとする。

- ④ 請負者は、事前に施設と十分な打合せを行い、工程管理に万全を期するものとする。
- ⑤ 既設設備等との接続にあたっては、損傷を与えないように行うものとし、損傷を与えた場合は速やかに当院に連絡すると同時に請負者の負担において、修理または取り替えるものとする。
- ⑥ 緊急通報装置の既設設備よりの切替に伴う機能停止は、できるだけ短時間となるよう考慮し、事前に施設側の承諾を得るものとする。
- ⑦ 塵埃等を発生させる作業は、既設機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないよう施工するものとする。
- ⑧ 請負者は工事施工にあたり労働安全衛生法・建築業法等に定める工事に関する諸法令を遵守するとともに、工事の円滑な進捗を図るものとする。
- ⑨ 請負者は導入後の円滑な支援体制、障害発生などの緊急対応を円滑なものとするため、静岡県内に拠点を有すること。
- ⑩ 工事期間中は、既存緊急呼出しシステムと新設緊急呼出しシステムとを併用し、長時間緊急呼出しが使用出来ない箇所を発生させない事。(工事内容が、先行配線し機器本設置後の切替の場合は⑥ですが、既設設備との併用がある場合は、必要)
- ⑪ 工事は日中のみとし資材搬入ルートは限定する。また、騒音は極力抑え工事範囲の埃の散乱を防止委安全確保のため区画養生をすること。
- ⑫ その他詳細については、施設担当者の承諾を得るものとする。

(2) 据付工事

- ① 既設総合盤扉を撤去し、新たに既設総合盤扉の箇所を使用して、新規に盤扉を設置しモニター画面は盤扉に組み込むこと。今回更新した機器以外の機器は残地し更新機器に関しては撤去すること。撤去に関する費用も含め入札金額とすること。
- ② 既設機器と入れ替えて設置する機器は、既設機器を撤去し既設機器設置場所に設置すること。もしくは、別の方法で設置する場合は既設機器について撤去廃棄を行い、撤去した機器の後をブラックプレート等により適切な処置をすること。
- ③ 各ケーブルには、行き先・線種を明示するものとする。また、他の配線との誘導障害についても十分に考慮するものとする。
- ④ 配線盤・端子盤等についても、行き先別に整然と整理し、将来の増設等の施工が容易になるよう配慮するものとする。
- ⑤ 機器設置には、地震等に落下破損に備え、耐震固定するものとする。

(3) 調整

- ① 設備等の単体調整完了後、総合試験を行い、現地試験成績書を施設担当者に提出するものとする。
- ② 機器設置・調整・切替にあたっては、施設の業務に支障を与えないこと。